

電磁的方法(電子メール)による組合運営に関する規約

(目的)

第1条 本組合における電磁的方法による組合運営については、中小企業等協同組合法及び定款で定めるもののほか、この規約によるところにより行う。

(電磁的方法)

第2条 本規約において、電磁的方法とは、本組合の電子メールによる方法をいう。

(電磁的方法による運営に関する規程)

第3条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、別途規程で定める。

(組合員の電子メールアドレスの届出)

第4条 電磁的方法により本組合からの通知を受け取ることに同意した組合員は、自己の電子メールアドレスを本組合に届け出るものとする。

(電磁的方法による総会招集通知)

第5条 本組合から組合員に対して発する電磁的方法による総会招集通知は、組合員が申し出た電子メールアドレス(以下「組合員電子メールアドレス」という。)に宛てて電子メールを別途発してするものとする。

2 本組合から組合員に宛てて発する電子メールによる総会招集通知は、組合員電子メールアドレスに向けて発すればよく、当該電子メールは、通常到達すべきであった時に到達したのものとする。

3 組合員から、電子メールによる総会招集通知を受けない旨の書面又は電子メールによる申し出があった場合には、当該組合員に対する総会招集通知は書面を発してするものとする。

4 本組合から組合員電子メールアドレスに宛てて発した電子メールによる総会招集通知が2回連続して組合員に着信しない場合には、その組合員の同意は撤回されたものとする。ただし、組合の不注意により、着信不能を同意の撤回と扱わなかったことをもって、直ちに総会その他の行為が無効となるものではない。

5 組合から組合員電子メールアドレスに宛てて発する電子メールによる総会招集通知には、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、事業計画書、収支予算書等又はその要旨を添付して発してするものとする。

(電磁的方法による理事会の招集通知)

第6条 本組合から理事に対して発する電子メールによる理事会招集通知は、理事が申し出た電子メールアドレスに宛てて発してするものとする。

平成20年5月29日制定